

ふるさと自慢（大村の特産品⑬）



大村じげたま商品

おおむらふるさと産品新作展（平成8～12年開催）を前身に、大村商工会議所主催で平成14年より2年に1度開催されているじげたまグランプリ。「じげたま」とはじげもん（地元

のもの）とたまご（これからうまれる物産品）を合わせた造語で、これからの大村の顔となる新商品の開発を支援するために開催されています。

9回目となる今年度の最優秀グランプリには、お菓子の卸し会社フルカワ（寿古町）と社会福祉法人共生会が共同企画した「大村名産 四種の大村バター」が選ばれました。「大村バター」は、地元特産のマンゴー、ニンジン、ナス、パッションフルーツを原料に使用した、クラッカーやスイーツにぴったりのバターです。11月から同社などで販売する予定となっています。また、準グランプリには「シュシュ〜と飲むジュレ」（おおむら夢ファームシュシュ）、優秀賞には「カカオ（焼き菓子）」（シュクルポワ）、今年から新設されたお土産賞には「純米酒『純忠』」（大村酒販協力会）が選ばれています。

今回受賞は逃した商品にも美味しそうなものがたくさんありますので、ネットで検索してみてください。これまでの受賞商品とともにおおむらの特産品となるよう、みんなで盛り上げていきたいですね。

もったいない抽選会

環境センターへ搬入された廃棄物で、まだ使えそうなものを提供します。

とき **12月 8日(日)**

受付 9:10～10:00

抽選会 10:15～11:30(当選品は各自でお持ち帰り)

問合せ 環境保全課 ☎53-4111(内線143)

◆使用済み小型家電の特別回収も同時に行います。詳しくは、環境センター ☎54-3100へお尋ねください。

ところ
環境センター

子 **と** **も** **会**

みんなで楽しく活動しましょう。
入会をお待ちしています！
問合せ
市子ども会事務局 ☎54-3161(市コミセン内)

飲酒運転はしない、させない

年末となりました。これからお酒を飲む機会が多くなります。飲酒運転は、他人に危害を加えるだけでなく、自分の人生も狂わせてしまいます。

「飲んだら乗るな！乗るなら飲むな！飲ませるな！」を厳守しましょう。



★ お酒を飲んだ翌日は大丈夫？

ビール500ml缶3本分のアルコールが体から抜けるには体重60kgの人で平均で約10時間かかるといわれます。深夜まで飲み続けた場合、翌日の午前中の運転は、酒気帯びの可能性が非常に高いこととなります。

★ 飲酒運転をした時のリスクは？

酒気帯び運転で逮捕された場合は、刑事罰として3年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金。アルコールの影響が顕著に出ている酒酔い運転の場合は、5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金が科せられます。お酒を飲ませた人や、同乗者にも罰則があります。これだけではなく、免許取り消しや職をなくすなどの大きなリスクを背負うこととなります。

新しいオレオレ詐欺に注意を！

親族になりすまし電話をかけてお金を振り込ませようとするオレオレ詐欺は認知度が高くなり少し少なくなってきたようですが、金融機関の職員や警察官を装ってキャッシュカードを盗み取ろうとする新しいオレオレ詐欺が横行しているようです。

「キャッシュカードを預かります」は詐欺です。

「あなたの口座が(詐欺事件に)悪用されていることがわかった」「新しいキャッシュカードに変更するため、銀行協会の職員があなたの自宅に取りに行くのでキャッシュカードを預けてほしい。そして手続に必要なので暗証番号を教えてほしい」などと言われても絶対にキャッシュカードやクレジットカードを預けないようにしましょう。



オレオレ詐欺に関する相談窓口

電話での相談は

全国共通 #09110 へ！！！！

緊急の場合は **110 へ！**

または

長崎県警察本部 警察安全相談室

0120-110-874 095-823-9110

長崎県消費生活センター(月～金)

095-824-0999

大村市消費生活センター(月～金)

0957-52-9999

12月の補導巡視活動(大村地区) ☆ ありがとうございます ☆

大村地区	三城地区	旭が丘・東大村地区
12/13(金) 市民交流プラザ	12/14(土) 市民交流プラザ	12/ 5(木) コレモ大村
12/27(金) イオン大村店	12/28(土) 市民交流プラザ	12/19(木) コレモ大村
いずれも 18:30	14日 17:00 / 28日 19:00	いずれも 18:30



発行：社会教育課
大村市幸町25-33
☎54-3161
(市コミセン内)